

令和6年度 川崎市大学奨学生募集要項

令和6年6月1日までに
必要書類を学生課
学生支援係へ提出のこと。

1 目的

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付を行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。

2 資格

次の要件を備えている方に限ります。

- (1) 父母等が川崎市に1年以上居住していること。
- (2) 学校教育法第83条に規定する大学の1年生であること。(短期大学、大学院は除く。)
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

3 募集人員及び奨学金の額

- (1) 募集人員 10名程度
- (2) 奨学金の額 月額38,000円 年額456,000円
- (3) 貸付期間 令和6年4月から正規の修業年限が終了するまで。
- (4) 貸付方法 本人へ前期(5月)、後期(9月)に分けて交付します。(初年度のみ前期は7月)

4 応募の際に提出する書類

- (1) 大学奨学金貸付申請書
- (2) 大学奨学金推薦書(令和6年6月1日以降に学長による推薦を受け、厳封してください。)
- (3) 学業成績証明書(出身高等学校長による証明を受け、厳封してください。)
- (4) 住民票(令和6年4月1日以降の日付、世帯全員分、本籍・続柄入りのもの)
※ 世帯全員の「住民となった日」の記載がないものは受付することができませんので御注意ください。
- (5) 世帯の収入状況を証明する書類(コピー可)

《令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入状況を証明する書類》

・ 次のいずれかの書類を提出

ア 令和6年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書

※ 市税事務所や区役所(支所)市税証明発行コーナーで発行するもので、通常6月以降であれば取ることができます。

※ 確定申告ができていないと、所得の確認等ができない場合があります。証明書の発行が可能な状態かどうかは、市税事務所窓口等にて確認することができます

※ 「確定申告書の控え」、「源泉徴収票」、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」は、受け付けることができませんので、御注意ください

イ 【申請時に生活保護を受給している場合】「被保護証明書」(世帯全員の氏名が記載されたもの)

※ お住まいの所管の福祉事務所(区役所保健福祉センター、地区健康福祉ステーション)で取ることができます。

《該当する方が世帯の中にいる場合のみ上記書類と併せて提出》

【障害年金・遺族年金を受けている場合】 「年金振込通知書」又は「年金額改定通知書」の写し

【児童扶養手当を受けている場合】 「児童扶養手当証書」の写し

※ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く)。

※ 無職や扶養されている場合でも、収入に関する証明書が必要です(合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません。)

- (6) 身体障害者・療養者等のいる世帯で、特別に支出がある場合
障害者手帳の写し又は支出を証明する書類(医療費の領収書の写し等)

※ 必要書類の提出のない方は、選考の対象になりませんので御注意ください。

※ 各証明書等の写し(コピー)は、A4判で揃えてください。

※ 提出された書類に記入された内容については、川崎市大学奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 奨学生の決定

提出された書類により決定します。採否は、7月中旬までに本人及び在学している大学に通知します。

6 奨学金の償還

奨学金は無利子で貸付けします。貸付終了後には、卒業後6か月据え置きの後、10年以内に年賦又は半年賦で均等償還していただきます。

奨学金の償還を怠った時は、延滞利息(年10.95%)が課せられます。なお、卒業後、上級学校に進学した場合は、償還猶予制度があります。

7 提出方法及び期間

在学している大学経由で申請していただきます。大学が指定する期間内に、上記書類を大学に提出してください。

※川崎市教育委員会の大学からの受付期間:

令和6年6月14日(金)から6月21日(金)まで(消印有効)

8 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課(電話 044-200-3267)